

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和 8 年度循環器病 CKD 健診ハイリスク者及び治療中断者受診勧奨支援業務委託
業務の仕様等	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
業務実施要件	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 (3) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
提案していただく内容	企画提案書作成要領による
審査会開催予定日	令和 8 年 3 月中旬
その他	

- * 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時 15 分（必着）までに参加意思表明書を提出するとともに、令和 8 年 3 月 6 日（金）17 時 15 分（必着）までに次の担当所属あて提案書の提出をしてください。選定結果については、令和 8 年 3 月 19 日（木）（予定）までに通知いたします。

なお、上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。
- * 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。
 - (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
 - ・ 契約条件の詳細は神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。
- * 本件業務の契約書には、契約書の作成が契約期間の開始日より後の日になった場合にあらかじめ備えるため、契約の効力は契約期間の開始日から生じることを約定する旨の、次の条文を設けています。
 (契約の効力の遡及)

【①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】

① 第 29 条 この契約書への発注者と受注者の合意したことを証する電磁的措置を執った日が第 1 条第 3 号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生ずるものとする。

② 第 29 条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が第 1 条第 3 号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生ずるものとする。
- * 当該契約の相手方決定の効果は、令和 8 年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和 8 年 4 月 1 日の令和 8 年度予算発効時において効果を生ずるものとします。

(担当所属名) 健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課	(問合せ先) がん・循環器対策グループ 山田 Tel 045-210-4780
-----------------------------------	---